



B 9

1390



河津祐之著

上

尋常國民之心得 小學

明治十九年二月八日版權免許

明治十九年三月十一日內務省勸業司



序
西哲アリ
なりと實
を頼んや進
す併せて國を愛し法を敬し以て社會の良民たる義務
を盡さざる可からず其れ然り然りと雖も凡そ物を愛
し物を敬するは善く其愛すべく敬すべき所以あるを
知れるの後よあり譬へば書畫骨董のごとし世の書畫
骨董を愛する者其價值を詳よする者ならざるは
し書畫骨董の價值を詳よせずして而して之を愛する
もの余未だ聞かざるなり夫の兒童をして國を愛し

尋常國民の心得

河津祐之著

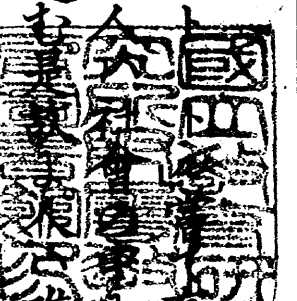
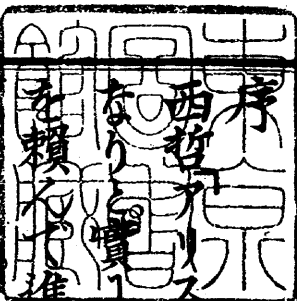
上

尋常國民之心得 小學

明治十九年二月八日版權免許



明治十九年三月十一日內務省贈付



序
 西哲カリス
 たり。實
 を頼りて進
 ず。併せて國を愛し法を敬し。以て社會の良民たる義務
 を盡さざる可からず。其れ然り。然りと雖も。凡そ物を愛
 し物を敬するの。善く其愛すべく敬すべき所以あるを
 知れるの後よりあり。譬へば書畫骨董のごとし。世の書畫
 骨董を愛する者。其價值を詳よする者ならざるは。あ
 し。書畫骨董の價值を詳よせずして。而して之を愛する
 もの。余未だ聞かざるなり。夫の兒童をして國を愛し

尋常國民の心得

法を敬するの念を生ぜしむるの道も亦た豈よ之小異らんや。今文部省の殊よ國民の心得を小學の一科よ加へたるも蓋し國の愛すべく法の敬をべき所以を兒童よ教へ之をして將來社會の良民たらしめんとするの趣旨よ出づるならん歟。余深く其美舉なることを信ぜり。乃ち此書を著して以て小學教科の用よ供せんと欲す。若し能く其目的を達するを得て國よ多くの小良民を作るよ至らば獨り余の光榮のみよ非ざるなり。

明治十九年二月

河津祐之識

尋常小學國民の心得卷の上

目錄

首章 國民の心得

第一章 政體の大意

第二章 立法官

第一款 立法官の目的及び構成

第二款 法律

第三款 法律よ對する國民の義務

第三章 行政官

第一款 行政官の目的

第二款 内閣并ふ諸省

第三款 法制局

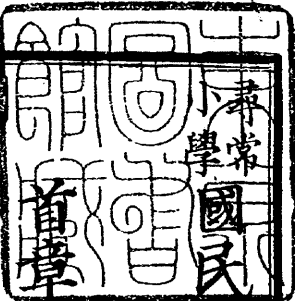
第四章 地方の政治

第一款 行政の區域

第二款 府縣

第三款 郡區町村

尋常小學國民の心得卷の上目録終



尋常國民の心得卷の上

東京 河津祐之 著

國民の心得

一 國民たるもの。心得べきこと何ぞや。

凡そ國民たるもの。其國の政體組織と及び國民たるの義務權利とを辨へざるべからず。

二 何故は國民の。其國の政體と其義務權利とを。知ることを必要とするや。

此等のことを知らざるもの。國を愛するの情薄く。法律を敬し。權利を重するの念乏し。是れ小

學よ。國民の心得の一科を設けて。以て兒童よ愛國敬法の念を發せしむる所以なり。

第一章 政體の大意

三 政體よ。何等の種類ありや。

諸國の政體ハ。立君政體と。共和政體とよ。大別すべし。

四 立君政體とい。何ぞや。

立君政體とい。帝若くハ王と名くる。君主ありて。其國を統御し玉ふものふして。獨裁と。立憲との

二種よ。小別すべし。

五 獨裁と。立憲との區別ハ。如何。

獨裁とい。帝王一人よて。萬機を決し玉ふものをいひ。立憲とは。帝王も亦違ふことを得ざる所の。憲法ありて。帝王此憲法ふ従ひ。民の公論よ依て。政を執り玉ふものをいふなり。

六 共和政體とい。何ぞや。

共和政體とい。大抵大統領と稱する。國長を選んで。其國を統御せしむるものをいふ。

七 我國の政體ハ右の諸政體の何れに該るも此なりや。

我國の政體ハ。現今尚ほ立君獨裁の種類に屬すべきものなりといへども。明治二十三年を期して。憲法を設けられ。國會を開かせ玉ふとの聖詔あれど。我國ハ久しからずして。立憲政體に國とあるべきものと知るべし。

八 政體の何たるに限らず。民を統御するに必要なる職務ありや。

然り。其職務ハ。三あり。即ち法律を制定するの職務と。法律を施行することを勤むるの職務と。法

律に背きたるものを罰するの職務と。是なり。

九 我國に於て。其三大職務を執るの官衙ハ。如何。

我國に於てハ。天皇親ら。此三大職務を統べ玉ふといへども。仍ほ議法官に命じて法律を議定せしめ。行政官に任じて法律を施行せしめ。司法官に命じて法律に違ふものを罰せしめ玉ふ。

第二章 立法官

第一款 立法官の目的及び構成

十 立法官の目的ハ。如何。

立法官ハ。法律を議定するを以て。其目的とす。

十一 立法官の構成ハ。如何。

諸國の立法官ハ。上下の兩院に分ちて。其間ハ權衡を保たしむるもの多し。

十二 我國の立法官ハ。如何。

我國ハ於て。今法律を議定する任ハ。あるものハ唯一院にして。之を元老院と稱す。

十三 元老院の組織ハ。如何。

元老院ハ。議長。副議長。幹事。議官。書記官より。成る

ものにして。議長。副議長ハ。議事を整頓し。幹事ハ。庶務會計を幹理し。議官ハ。議案を議し。書記官ハ。議場の儀式を演べ。議案を読むことを掌る。

十四 議官ハ。任ぜらるるを得べきものハ。誰ぞや。

議官ハ。任ぜらるる者ハ。左の如し。

第一 皇族華族

第二 勅任官ハ。昇りし者

第三 國ハ。功勞ありし者

第四 政事法律の學識ある者

第二款 法律

十五 法律の目的は如何。

法律は衆人普通の幸福と各人特別の幸福とを達することを以て目的とす。故に法律を制定するよは此目的を離るべからず。

十六 我國に於て法律を制定する順序は如何。

法律は政府より勅命を以て其議案を元老院に交附し。元老院に於て之が可否を討議し其修正すべきは修正して議決の上政府に進達するものとす。

ものとす。

十七 元老院は法律を起草することを得る。

元老院は新法を制定し若くは舊法を廢止改正すべきの意見書を上奏することを得。

十八 國民は法律に關する意見を陳述することを得るや。

國民は立法に關する建白書を元老院に呈出することを得。

第三款 法律に對する國民の義務

十九 法律に對する國民の義務は如何。

國民ハ。法律を敬重シ。之を遵奉せざる可らず。

二十 何故よ吾人の法律を敬重し。之を遵奉するの義務ありや。

法律ハ。公けの秩序と平和とを保ちて。各人の身體財産を安からしめんが爲めよ。設くるものあり。故よ各人若し。之を敬重遵奉せざれば。公けの秩序と平和とい。こゝよ紊れて。人の身體財産ハ。一日も安きことを得ざるべし。是れ吾人の法律を遵奉することを要する所以なり。

二十一 我國よ於て。法律の施行すべきものとなるハ。何時なりや。

法律ハ。各府縣廳よ到達すべき。日數より後。七日を以て。其施行の期限とせり。尤其特よ急施を要して。即日より施行せしむるもの。又ハ特よ施行の日を掲けたるものハ。此限よあらず。

第三章 行政官

第一款 行政官の目的

二十二 行政官の目的ハ。如何。

行政官ハ。法律を執行し。公務の運轉を管理することを任とす。

二十三 行政の事務ハ。何様ニ區別せるヤ。

行政の事務ハ。中央の政治ト。地方の政治ト。區別せり。

二十四 中央の政治ニ。任ずるものハ。誰モヤ。

中央の政治ニ。任ずるものハ。内閣總理大臣。及び諸省大臣ナリ。

二十五 地方の政治ニ。何人ニ任ずるヤ。

地方の政治ニ。各府縣ニ。置ける官吏ニ。任ぜり。其官吏の重なるものハ。府知事。縣令。郡區長。戸長等

ありとす。

第二款 内閣并ニ諸省

二十六 内閣トハ。何ぞヤ。

内閣ハ。内閣總理大臣。及び外務。内務。大藏。陸軍。海軍。司法。文部。農商務。遞信の諸大臣。會議して。事を天皇ニ奏する所とす。

二十七 諸省の名を示せ。

宮内。外務。内務。大藏。陸軍。海軍。司法。文部。農商務。遞信の十省。是れナリ。

二十八 宮内省の職務ハ如何。

宮内省ハ皇室内廷皇族華族ニ關する一切の事務を管理する所とす。

二十九 外務省の職務ハ如何。

外務省ハ外國交際の事務を管理し外國ニ在る我交際官を監督し以て我國權を保持する所とす。

三十 内務省の職務ハ如何。

内務省ハ國內の安寧人民の保護ニ關する事務を管理する所とす。

三十一 大藏省の職務ハ如何。

大藏省ハ全國の財政ニ關する事務を管理する所とす。

三十二 陸軍省の職務ハ如何。

陸軍省ハ陸軍所管の軍人軍屬を統理し進退黜陟會計給與一切の事務を綜理する所とす。

三十三 海軍省の職務ハ如何。

海軍省ハ海軍戰艦ニ關する一切の事務を管理する所とす。

三十四 司法省の職務ハ如何。

司法省ハ。裁判并ニ。司法警察ニ。關する事務を。管理する所とす。

三十五 文部省の職務ハ如何。

文部省ハ。全國の教育ニ。關する事務を。管理する所とす。

三十六 農商務省の職務ハ如何。

農商務省ハ。農業。商業。工作。技術。漁獵。商船。海軍。所管の軍人ニ。非る海員。發明。商標。度量衡。開墾。牧畜。

動植物の育植。獸醫。銀行會社ニ。非る會社。鑛山。山林ニ。關する法律の施行を。保持監督する所とす。

三十七 遞信省の職務ハ如何。

遞信省ハ。燈臺。電信。驛。遞。管船の事務を。管理する所とす。

第三款 法制局

三十八 法制局トハ。何ぞヤ。

法制局ハ。内閣總理大臣の管轄ニ。屬して。法律命令の審査起草。恩赦特典。諸裁判所の官制并ニ。行

政裁判を掌るものなり。

三十九 法制局の組織ハ如何。

法制局ハ長官一人。參事官二十人。書記官二人より成る。

第四章 地方の政治

第一款 行政の區域

四十 日本ハ地方政治の便宜の爲めニ何様ノ之を區畫するヤ

日本ハ府縣ニ分チ。府縣の下。又郡區町村ニ分テ。以テ地方の政治を施スニ便おらしむ。

四十一 北海道も亦。同様の區域を設くるヤ。

北海道ハ。今分縣の制を改めて。別ニ一廳を設ケ。全道の施政。并ニ集治監。及び屯田兵。開墾授産の事を。統理せしむ。

第二款 府縣

四十二 府縣トハ。何ぞヤ。

府又ハ。縣と稱するものハ。日本行政上の最大區域。として。又土地の最大區域ナリ。

四十三 府縣の。政務を執るものハ。誰トヤ。

府縣の政務を執るもの。府知事。縣令。書記官。府縣會。府縣會の常置委員なり。

四十四 府知事。縣令の職務。如何。

府知事。縣令。府縣の上。置ける。政府の官吏。として。其府縣内の行政事務を總理し。法律及び政府の命令を執行することを掌り。其執行に必要なりとする時。之が實施の順序を設けて。管内に布達することを得。又其適宜の處分を許されたる事件に付て。規則を設立して。管内に布達

することを得。

四十五 府知事。縣令。何れの大員に隸するや。

府知事。縣令。内務大臣に隸すといへども。各省主任の事務に就て。各省大臣の指揮を受く。

四十六 書記官の職務。如何。

府知事。縣令を輔けて。部内の行政事務を參判し。府知事。縣令不在の時。又ハ事故ある時。之を代理す。

四十七 府縣會の如何にして組織するや。

府縣會ハ四年を任期とし。二年毎ヨ。其半數を改選するものふして。其議員ハ。郡區の大小ヨ從ヒ。每郡區。五人以下を選舉す。

四十八 府縣會の議員たることを得べきものハ。誰をや。

滿二十五歳以上の男子ヨして。其府縣内ヨ。本籍を定め。滿三年以上。こヨ住居し。其府縣内ヨ於て十圓以上の地租を納むる者ハ法律ヨ定めたる。或制限ヨ觸るゝものを除き。府縣會の議員たることを得べし。

四十九 府縣會の議員を選舉することを得べき者ハ。誰をや。

滿二十歳以上の男子ヨして。其郡区内ヨ。本籍を定め。其府縣内ヨ於て。五圓以上の地租を納むる者ハ。法律ヨ定めたる。或制限ヨ觸るゝ者を除き。府縣會議員の選舉人たることを得べし。

五十 府縣會の會期ハ。如何。

府縣會の會議ハ。通常會と。臨時會との二類ヨ分ち。其毎年一度。十一月ヨ開くものを通常會とし。臨時ヨ開くものを臨時會とす。

五十一 府縣會の職務ハ如何。

府縣會ハ。府知事。縣令の作りたる議案ヨ因リ。地方税を以テ。支辨すべき經費の豫算。及び其徵收方法を。議定することを。職務トす。

五十二 府縣會の決議ハ。如何ヨして。之を施行するヤ。

府縣會の決議ハ。府知事。縣令の認可したる後。施行するものとす。

五十三 府縣會の常置委員ハ。何ぞヤ。

常置委員ハ。五人以上。七人以下の。府縣會委員ヨ

リ。成れるものヨして。其職トする所ハ。府縣會の議定ヨ依リ。事業を執行する方法。順序。及び豫備の支出ヨ付。府知事。縣令の諮問ヨ答ヘ。又地方税を以テ。支辨すべき事業の。臨時急施を要する時ヨ於テハ。其經費の豫算。及び徵收方法を。議決して後。之を府縣會ヨ報告するヨあり。

第三款 郡區町村

五十四 郡とい。何ぞヤ。

郡とい。府縣の土地の區分ヨして。又其行政上の

區分なり。

五十五 區とい。何ぞや。

三府五港。其他人民輻輳の地を。別ふ區畫して。施政の便を計るもの。之を區といふ。

五十六 町村とい。何ぞや。

町村とい。郡區の土地の區分よして。又其行政上の區分なり。

五十七 郡區の。政務を執るものい。誰ぞや。

郡とい。郡長。區とい。區長ありて。其政務を執る。

五十八 郡區長の職權い。如何。

郡區長い。事を府知事縣令よ受けて。法律命令を其郡區内よ施行し。一郡區の事務を總理し。又町村戸長を監督するものなり。但し區長い。戸長の事務を兼ねることあり。

五十九 町村の事務を執るものい。誰ぞや。

每町村よ。一員の戸長あり。又い數町村よ。一員の戸長ありて。町村の事務を執る。

六十 戸長の職務い。如何。

戸長ハ。戸籍の事。租税を取纏めて。上納する事。徴兵下調の事。公正に證書ヲ。奥印する事。地券臺帳の事。其他町村内の秩序ヲ關する。諸般の事務を。處辨すること。を掌り。警部あらざる地。於てハ。司法警察官として。犯罪を捜査す。

六十一

區又ハ町村ヨリ。區戸長の外。政務ヲ關するものありヤ。

然リ。區町村ヨリ。區町村會あるものありて。區町村費を以て。支辨すべき事件。及び其經費の支出。徴收方法を。評定するあり。

六十二

區町村會を。招集するものハ。誰そヤ。

區會ハ。區長之を招集して。其議案を發し。町村會ハ。戸長之を招集して。其議案を發す。

區會の評決ハ。區長之を施行し。町村會の評決ハ。戸長之を施行す。

六十三

區町村會の議員を。選舉すること。を得べきものハ。誰そヤ。

滿二十歳以上の男子ヨシ。其區町村ヨリ。於て。地租を納むる者ハ。法律ヲ定めたる制限ヲ。觸る者。の外。其選舉入たることを得べし。

六十四

區町村會の議員は選舉せらるる者ハ誰をや。

滿二十五歳以上の男子にして其區町村に住居し其區町村内よ於て地租を納むるものハ法律よ定めたる制限よ觸るゝものゝ外其議員たることを得べし。

六十五

區町村會の外よ又區町村の利害よ關することよ議するの會議ありや。

府知事縣令ハ數區町村よ關涉する事件ある時其區域を定めて聯合區町村會を開設し又水利土功よ關する事項よして區町村會若くハ聯合

區町村會よ於て評決するを得ざるものある時ハ特よ其區域を定めて水利土功會を開設することあるべし。

K110.1

小學國民の心得

尋常國民の心得卷の上終

明治十九年二月八日版權免許
明治十九年二月 出版

定價七錢

著者

河津祐之

東京府平民

神田區今川小路
二丁目十五番地

出版人

阪上半七

東京府平民

日本橋區本石町
十軒店六番地

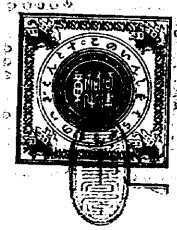
大阪備後町四丁目

發賣

梅原龜七

同本町四丁目

岡島真七



尋常
小學

國民の心得

河津祐之著

下

179
6
198

大日本教育會館藏

七	三
二册	三號
二架	三函

K1103
2